第５節　特別支援学校

１　取得方法の概要

(1)　免許状の種類

ア　特別支援学校教諭免許状（２種・１種・専修）

教育の領域　…
- 視覚障害者に関する教育の領域
- 聴覚障害者に関する教育の領域
- 知的障害者に関する教育の領域
- 肢体不自由者に関する教育の領域
- 病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域

イ　特別支援学校自立教科教諭免許状（２種・１種）
　取得できる免許状の種類…理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術・工芸・被服）
ウ　特別支援学校自立活動教諭１種免許状
　取得できる免許状の種類…視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育

※　平成19年３月31日までに授与された盲・聾・養護学校教諭免許状は、それぞれの領域の特別支援学校教諭免許状とみなされる。（詳細は第１章第２節を参照）

(2)　免許状の授与と新たな特別支援教育領域の追加

既に特別支援学校教諭免許状（盲・聾・養護学校免許状を含む。）を取得している場合、同種類の他の特別支援教育領域を定める免許状を取得する場合は、新たな特別支援教育領域を追加することとなり、新規に免許状の授与を受けることはできません。
なお、新たな特別支援教育領域の追加を申請する場合は、領域を追加しようとする免許状を授与した都道府県に対して申請することとなり、申請方法、単位の修得方法等についても各都道府県の定めによることになります。

例１　特別支援学校教諭２種免許状（視覚障害者に関する教育の領域）を有している場合、新規に２種免許状（知的障害者に関する教育の領域）を授与することはできない。
　この場合、特別支援学校教諭２種免許状（視覚）に知的障害者に関する教育の領域を追加することとなり、２種免許状（視覚）を授与した都道府県に対して新たな特別支援教育領域の追加を申請することとなる。
例２　養護学校教諭２種免許状を有している場合、特別支援学校教諭２種免許状（知・肢・病）を有しているとみなされるので、特別支援学校教諭２種免許状（視覚障害者に関する教育の領域）を授与することはできない。
　この場合、養護学校教諭２種免許状を授与した都道府県に対し、視覚障害者に関する教育の領域の追加を申請することとなる。

(3)　取得方法及び新たな特別支援教育領域の追加の区分

注意事項	ア　平成19年４月１日施行の免許法（以下「新法」という。）により免許状を取得する。 イ　平成10年７月１日施行の免許法（以下「旧法」という。）により免許状を取得できる場合がある。 ウ　申請書類区分は、第11節の「申請方法及び申請書類」による。

免許状及び教科等の種類		取得方法の区分（取得方法の区分が２以上ある場合、いずれかを選択する。）		掲載ページ	申請書類区分番号	根拠法
特別支援学校教諭免許状	２種免許状	大学等で新たに免許状を取得する場合	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を有し、特支別表１により単位を修得する。	特支別表１…Ｐ86 旧特殊別表１…Ｐ98	1	免許法別表第１
		経験年数及び単位の修得により免許状を取得する場合	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を有し、経験年数に応じ、特支別表７－１により単位を修得する。	特支別表７－１…Ｐ87～88	9	免許法別表第７

免許状及び教科等の種類		取得方法の区分 （取得方法の区分が２以上ある場合、いずれかを選択する。）		掲載ページ	申請書類区分番号	根拠法
特別支援学校教諭免許状	１種免許状	大学卒業等で新たに免許状を取得する場合	学士の学位を有し、かつ、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を有し、特支別表１により単位を修得する。 ※学士の学位には、学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。	特支別表１…Ｐ86 旧特殊別表１ …Ｐ98	1	免許法 別表第１
		２種免許状から１種免許状を取得する場合	特別支援学校教諭２種免許状（盲・聾・養護学校教諭２種免許状を含む。）取得後に、経験年数に応じ、特支別表７－２により単位を修得する。	特支別表７－２ …Ｐ89～90	7	免許法 別表第７
	専修免許状	大学院修了等で新たに免許状を取得する場合	修士の学位を有し、かつ、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を有し、特支別表１により単位を修得する。 ※修士の学位には、大学院又は大学の専攻科課程に１年以上在学し30単位以上修得した場合を含む。	特支別表１…Ｐ86 旧特殊別表１ …Ｐ98	1	免許法 別表第１
		１種免許状から専修免許状を取得する場合	特別支援学校教諭１種免許状（盲・聾・養護学校教諭１種免許状を含む。）取得後に、経験年数に応じ、特支別表７－３により単位を修得する。	特支別表７－３ …Ｐ91	7	免許法 別表第７
特別支援学校自立教科教諭免許状 （２種免許状） （１種免許状）		特別支援学校において自立教科を担任する免許状を取得する場合	免許法第４条の２による。	特支法４条の２ …Ｐ96～97	12 13	免許法 第４条の２
特別支援学校自立活動教諭１種免許状		資格認定試験合格による場合	免許法第16条第１項による。（令和４・５年度：試験科目一部免除者に対して実施。令和６年度～休止。）	第10節「資格認定試験」　…Ｐ121	4	免許法第16条第１項
新たな特別支援教育領域の追加（北海道教育委員会が授与した免許状所有者に限る。）		単位を修得し、新たな特別支援教育領域を追加する場合	施行規則第７条第３項	特支施行規則第７条第３項　…Ｐ92	14	施行規則 第7条第3項
		経験年数及び単位の修得により新たな特別支援教育領域を追加する場合	施行規則第７条第５項	特支施行規則第７条第５項　…Ｐ93	15	施行規則 第7条第5項

(4) 道内の認定課程を有する大学、短期大学及び養成機関の状況［令和４年度現在］

◎…専修、１種　　○…１種　□…専修のみ　△…２種

＜大学＞

免許状の区分 / 大学名	特別支援学校				
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱
北海道大学			◎		
北海道教育大学　札幌校			◎	◎	◎
函館校			◎		
旭川校			◎		
釧路校			○	○	○
名寄市立大学			○	○	○
星槎道都大学			○	○	○
藤女子大学			○	○	○
北星学園大学			○	○	○
北翔大学			◎	◎	◎
札幌大学			○	○	○
札幌学院大学			○	○	○
北海道医療大学			○	○	○
北海道文教大学			○	○	○

(5) 全国大学通信教育開設状況［令和４年度現在］

文部科学省のホームページを参照してください。〔教員免許状を取得可能な大学〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/

※　放送大学（大学院）は、認定課程を有していない大学のため、免許法別表第１により新たな免許状を取得する場合の単位として使用することはできません。

　なお、北海道においては、現在のところ、免許法別表第７を根拠に特別支援学校教諭２種免許状（知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域）を取得する場合の単位としては使用することを認めております。

2　新たに免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位			特支	別表１
基礎資格	特別支援学校教諭２種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。		
	特別支援学校教諭１種免許状	学士の学位を有すること及び幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。 ＊　学士の学位を有することには、学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。		
	特別支援学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること及び幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。 ＊　修士の学位を有することには、大学（短大を除く。）の専攻科又は大学院の課程に１年以上在学し、３０単位以上修得した場合を含む。		

所要の単位	科目				最低修得単位数		
					２種	１種	専修
特別支援教育に関する科目 注1 注2 注3	特別支援教育の基礎理論に関する科目 注4 注5				2	2	2
	特別支援教育領域に関する科目 注6	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚又は聴覚	1 / 1	4	1 / 2	8	1 / 2	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的、肢体、又は病弱	1 / 1	2	1 / 2	4	1 / 2	4
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							
		合計単位数			8	16	16
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 注7	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	免許状に定める以外の全ての領域		3	5	5
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（事前及び事後の指導の１単位を含む。） 注5 注8				3	3	3
	計				16	26	26
	専修免許状に係る特別支援教育に関する科目 注9						24
	合計単位数				16	26	50

注１　旧法の規定により修得した単位は、新法に読替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。
注２　「特別支援教育に関する科目」の単位は、特別支援学校の教諭の免許状の認定課程のある大学等で修得する。
注３(1)１種免許状を取得する場合、既に２種免許状を有しているときは、この表の２種免許状に相当する単位は、修得済とみなす。
(2)専修免許状を取得する場合、既に１種免許状を有しているときは、この表の１種免許状に相当する単位は修得済とみなす。
注４　「特別支援教育の基礎理論に関する科目」は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
注５　「特別支援教育の基礎理論に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」の単位は、全ての領域について共通に使用できる。
注６　特別支援教育領域のうち、１又は２以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。以下同じ。）について、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。
(1)視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて８単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては４単位）以上（当該心理等に関する科目に係る１単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る２単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては１単位）以上を含む。）
(2)知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて４単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては２単位）以上（当該心理等に関する科目に係る１単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る２単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては１単位）以上を含む。）
注７　「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項（重複・ＬＤ等領域）のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
注８　「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」の単位は、特別支援学校において、教員として良好な成績で勤務した経験年数１年につき１単位の割合で、この表に掲げる「特別支援教育に関する科目」の単位をもって「教育実習」の単位に替えることができる。
注９　「専修免許状に係る特別支援教育に関する科目」の２４単位は、大学院又は大学の専攻科において修得するものとする。

3　教員の経験により特別支援学校教諭２種免許状を取得する方法

所　要　資　格	特支	別表７－１

<table>
<tr><td colspan="3">授与を受けようとする免許状</td><td colspan="3">特別支援学校教諭
２種免許状</td></tr>
<tr><td colspan="3">有することが必要な免許状</td><td colspan="3">幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状</td></tr>
<tr><td colspan="3">経験年数
注１</td><td colspan="3">３年</td></tr>
<tr><td colspan="3">最低修得単位数
注２</td><td colspan="3">６</td></tr>
<tr><td rowspan="6">所要の単位</td><td rowspan="6">特別支援教育に関する科目</td><td colspan="2">特別支援教育の基礎理論に関する科目
注３</td><td colspan="3">１</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別支援教育領域に関する科目
注４
注５</td><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</td><td>視覚
２</td><td>聴覚
２</td><td>知的
１</td><td>肢体
１</td><td>病弱
１</td></tr>
<tr><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</td><td colspan="2">心理等１＋教育課程等１
合わせて２</td><td colspan="3">心理等＋教育課程等
合わせて１</td></tr>
<tr><td rowspan="2">免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目
注６</td><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</td><td colspan="5" rowspan="2">２</td></tr>
<tr><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</td></tr>
<tr><td colspan="3">自由選択科目</td><td colspan="3">合計単位数が６単位に満たない場合は、「特別支援教育に関する科目」の中から選択して、合計６単位以上となるように修得する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">合計単位数</td><td colspan="3">６単位以上</td></tr>
</table>

注１　経験年数は、有することが必要な免許状取得後に、特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員として勤務した期間（養護教諭は含まれない）。

注２　最低修得単位数は、有することが必要な免許状取得後に修得した単位とする。

注３　「特別支援教育の基礎理論に関する科目」の単位は、全ての領域について共通に使用できる。

注４　特別支援教育領域のうち、１又は２以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。以下同じ。）について、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。なお、免許状教育領域の科目は、それぞれの領域を「中心となる領域」として設定された科目を修得すること。

(1)　視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」１単位（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」１単位（以下「教育課程等に関する科目」という。）を合わせて２単位以上（それぞれの事項を含む。）。

(2)　知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて１単位以上（それぞれの事項を含む。）。

注５　免許状教育領域ごとに必要な単位を修得すること。

＊　視覚・聴覚の２領域を定める場合、それぞれ２単位以上計４単位以上を修得する。

＊　知的・肢体・病弱の３領域を定める場合、それぞれ１単位以上計３単位以上修得する。

注６　免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項（以下「重複・ＬＤ等領域」という。）のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。なお、「重複・ＬＤ等領域」については「中心となる領域」として設定された科目を修得すること。

【単位の修得例】～特別支援学校教諭２種免許状～

<table>
<tr><td colspan="3">授与を受けようとする特別支援教育領域</td><td>知的障害者</td><td>知的障害者
肢体不自由者</td><td>知的障害者
肢体不自由者
病弱者</td><td>視覚障害者</td></tr>
<tr><td colspan="3">最　低　修　得　単　位　数</td><td colspan="4">6</td></tr>
<tr><td rowspan="6">所要の単位</td><td rowspan="6">特別支援教育に関する科目</td><td colspan="2">特別支援教育の基礎理論に関する科目</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別支援教育領域に関する科目</td><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</td><td rowspan="2">知的障害者　1</td><td rowspan="2">知的障害者　1
肢体不自由者　1</td><td rowspan="2">知的障害者　1
肢体不自由者　1
病弱者　1</td><td rowspan="2">視覚障害者　2</td></tr>
<tr><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</td></tr>
<tr><td rowspan="2">免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目</td><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</td><td rowspan="2">2
「重複・ＬＤ等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し視覚・聴覚・肢体・病弱者の領域を含む科目を修得する。</td><td rowspan="2">2
「重複・ＬＤ等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し視覚・聴覚・病弱者の領域を含む科目を修得する。</td><td rowspan="2">2
「重複・ＬＤ等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し、視覚・聴覚の領域を含む科目を修得する。</td><td rowspan="2">2
「重複・ＬＤ等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し、聴覚・知的・肢体・病弱者の領域を含む科目を修得する。</td></tr>
<tr><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</td></tr>
<tr><td colspan="2">自　由　選　択　科　目</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計　単　位　数</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td></tr>
</table>

4　上級免許状を取得する方法

（1）２種免許状から１種免許状を取得する場合

所　要　資　格				特支	別表７－２
授与を受けようとする免許状				特別支援学校教諭 １　種　免　許　状	
有することが必要な免許状				特別支援学校教諭 ２　種　免　許　状	
経　験　年　数 注１				３年	
最　低　修　得　単　位　数 注２				6	
所要の単位	特別支援教育に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目 注３		0	
		特別支援教育領域に関する科目 注４ 注５	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚：2　聴覚：2　知的：1　肢体：1　病弱：1	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 注６	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
		自　由　選　択　科　目		合計単位数が６単位に満たない場合は、「特別支援教育に関する科目」の中から選択して、合計６単位以上となるように修得する。	
		合　計　単　位　数		６単位以上	

注１　経験年数は、有することが必要な免許状取得後に、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域（以下「免許状教育領域」という。）を担任する特別支援学校の教員として勤務した期間。

注２　最低修得単位数は、有することが必要な免許状取得後に修得した単位とする。

注３　「特別支援教育の基礎理論に関する科目」の単位は、全ての領域について共通に使用できる。

注４　特別支援教育領域のうち、１又は２以上の免許状教育領域について、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。なお、免許状教育領域の科目は、それぞれの領域を「中心となる領域」として設定された科目を修得すること。

(1)　視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて２単位以上（それぞれの事項を含む。）。

(2)　知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて１単位以上（それぞれの事項を含む。）。

注５　免許状教育領域ごとに必要な単位を修得すること。

＊　視覚・聴覚の２領域を定める場合、それぞれ２単位以上計４単位以上を修得する。

＊　知的・肢体・病弱の３領域を定める場合、それぞれ１単位以上計３単位以上を修得する。

注６　免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項（以下「重複・ＬＤ等領域」という。）のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。なお、「重複・ＬＤ等領域」については「中心となる領域」として設定された科目を修得すること。

【単位の修得例】～特別支援学校教諭１種免許状～

<table>
<tr><td colspan="3">授与を受けようとする特別支援教育領域</td><td>知的障害者</td><td>知的障害者
肢体不自由者</td><td>知的障害者
肢体不自由者
病弱者</td><td>視覚障害者</td></tr>
<tr><td colspan="3">最　低　修　得　単　位　数</td><td colspan="4">6</td></tr>
<tr><td rowspan="6">所要の単位</td><td rowspan="6">特別支援教育に関する科目</td><td colspan="2">特別支援教育の基礎理論に関する科目</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別支援教育領域に関する科目</td><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</td><td rowspan="2">知的障害者　1</td><td rowspan="2">知的障害者　1
肢体不自由者　1</td><td rowspan="2">知的障害者　1
肢体不自由者　1
病弱者　1</td><td rowspan="2">視覚障害者　2</td></tr>
<tr><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</td></tr>
<tr><td rowspan="2">免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目</td><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</td><td rowspan="2">2
「重複・ＬＤ等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し視覚・聴覚・肢体・病弱者の領域を含む科目を修得する。</td><td rowspan="2">2
「重複・ＬＤ等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し視覚・聴覚・病弱者の領域を含む科目を修得する。</td><td rowspan="2">2
「重複・ＬＤ等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し、視覚・聴覚の領域を含む科目を修得する。</td><td rowspan="2">2
「重複・ＬＤ等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し、聴覚・知的・肢体・病弱者の領域を含む科目を修得する。</td></tr>
<tr><td>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</td></tr>
<tr><td colspan="2">自　由　選　択　科　目</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計　単　位　数</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td></tr>
</table>

（２）１種免許状から専修免許状を取得する場合

<table>
<tr><td>所　要　資　格</td><td colspan="3"></td><td>特支</td><td>別表７－３</td></tr>
<tr><td colspan="2">授与を受けようとする免許状</td><td>特別支援学校教諭
専　修　免　許　状</td><td colspan="2" rowspan="4">注１　経験年数は、有することが必要な免許状取得後に、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担任する特別支援学校の教員として勤務した期間。

注２　最低修得単位数は、有することが必要な免許状取得後に修得した単位とし、大学院又は大学の専攻科で修得する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">有することが必要な免許状</td><td>特別支援学校教諭
１　種　免　許　状</td></tr>
<tr><td colspan="2">経　　験　　年　　数
注１</td><td>３年</td></tr>
<tr><td>最低修得単位数</td><td>特別支援教育に関する科目
注２</td><td>１５</td></tr>
</table>

5　既取得免許状に新たな特別支援教育領域を追加する方法

※　既に特別支援学校教諭免許状（盲・聾・養護学校教諭免許状を含む。）を取得している場合、同種類の他の特別支援教育領域を定める免許状を取得する場合は、新たな特別支援教育領域を追加することとなります。
　新たな免許状の授与を受けることはできませんので留意して下さい。

（１）単位の修得により新たな特別支援教育領域を追加する場合（教員の経験を必要としない場合）

所　要　資　格						特支	施行規則第７条第３項
			追加しようとする領域	科目	追加の定めを受けようとする免許状		
					専修・１種免許状	２種免許状	
所要の単位	特別支援教育に関する科目	特別支援教育領域に関する科目※	視覚障害者に関する教育の領域	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目**（心理等に関する科目）** ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目**（教育課程等に関する科目）**	8 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：２単位以上を含む	4 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：１単位以上を含む	
			聴覚障害者に関する教育の領域		8 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：２単位以上を含む	4 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：１単位以上を含む	
			知的障害者に関する教育の領域		4 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：２単位以上を含む	2 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：１単位以上を含む	
			肢体不自由者に関する教育の領域		4 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：２単位以上を含む	2 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：１単位以上を含む	
			病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域		4 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：２単位以上を含む	2 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：１単位以上を含む	

※　１種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合に、当該領域を定めた２種免許状を有する場合（所要資格を得ている場合又は新教育領域の追加の定めを受けることができるものである場合を含む。）は、２種免許状に当該領域の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を修得したものとみなす。
（具体例については94～95ページ「２種免許状を有する場合の単位差の利用」参照のこと）

※　新教育領域の追加の定めを受けようとする場合、免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもって、これに替えることができる。この場合に免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目について修得した単位数が当該科目の最低修得単位数に不足することとなるときは、当該科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。
（具体例については95ページ「第３欄科目として修得した単位の使用について」参照のこと）

（２）教員の経験年数を利用して、教育職員検定により新たな特別支援教育領域を追加する場合

所　要　資　格						特支	施行規則第７条第５項
			追加しようとする領域	科目	追加の定めを受けようとする免許状		
					専修・１種免許状	２種免許状	
在　職　年　数 **（特別支援学校教諭免許状を取得した後の在職年数に限られない。）**					**1年** 当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担任する教員としての勤務年数に限る。	**1年** 特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、幼保連携型認定こども園の教員として勤務した期間。	
所要の単位	特別支援教育に関する科目	特別支援教育領域に関する科目 ※	視覚障害者に関する教育の領域	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 **（心理等に関する科目）** ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 **（教育課程等に関する科目）**	4 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：１単位以上を含む	2 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：１単位以上を含む	
			聴覚障害者に関する教育の領域		4 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：１単位以上を含む	2 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：１単位以上を含む	
			知的障害者に関する教育の領域		2 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：１単位以上 又は 教育課程等に関する科目：１単位以上 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：１単位以上を含む	1 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：１単位以上を含む	
			肢体不自由者に関する教育の領域		2 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：１単位以上 又は 教育課程等に関する科目：１単位以上 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：１単位以上を含む	1 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：１単位以上を含む	
			病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域		2 心理等に関する科目：１単位以上 教育課程等に関する科目：１単位以上 又は 教育課程等に関する科目：１単位以上 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：１単位以上を含む	1 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：１単位以上を含む	

※　１種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合に、当該領域を定めた２種免許状を有する場合（所要資格を得ている場合又は新教育領域の追加の定めを受けることができるものである場合を含む。）は、２種免許状に当該領域の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を修得したものとみなす。
（94～95ページ「２種免許状を有する場合の単位差の利用」と同様の扱いとなる。）

※　新教育領域の追加の定めを受けようとする場合、免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもって、これに替えることができる。この場合に免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目について修得した単位数が当該科目の最低修得単位数に不足することとなるときは、当該科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。
（95ページ「第３欄科目として修得した単位の使用について」と同様の扱いとなる。）

※　２種免許状を有する場合等の単位差の利用

(1) 追加しようとする領域を定めた２種免許状を所有している場合について

特別支援学校教諭１種免許状に新教育領域を追加する場合において、次の①～③の場合には、二種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は既に修得したものとみなされる。

単位差を適用する場合は、１種免許状に新教育領域を追加するために必要な単位数から、２種免許状に当該領域を追加するために必要な単位数を差し引いた単位を修得する。（施行規則第10条の６第４項）。

① 当該領域を定めた２種免許状を所持している場合
② 当該領域を定めた２種免許状に係る所要資格を得ている場合
③ 特別支援学校教諭の２種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合

（例）２種免許状（視）を有する者が１種免許状（聴）に視の領域を追加する場合

１種免に視の領域を追加するのに必要な単位数	２種免に視の領域を追加するのに必要な単位数	２種免許状（視）を有する者が１種免許状に視の領域を追加する場合に必要な単位数
視　８単位	視　４単位	視　４単位（８－４単位） (教育課程等に関する科目：１単位以上を含む)

（単位差活用の例）

① 当該領域を定めた２種免許状を所持している場合

【例１】 教育職員検定（別表第７）により、特別支援学校教諭２種免許状（視・聴）を取得した場合、その際に取得した特別支援教育科目は視覚２単位・聴覚２単位である。

この者が、１種免許状（知・肢・病）を所持しており、施行規則第７条第３項の規定により、所要単位のみで当該免許状に視・聴の領域を追加しようとする場合、２種免許状に当該領域を追加するために必要な単位（視覚４単位・聴覚４単位）は、すでに修得したものと見なされる（実際に修得しているのは視覚２単位・聴覚２単位である。）。

この場合、視・聴の２種を所持しているため、次の単位を修得する。
視　８－４＝４単位（教育課程等に関する科目１単位を含む）
聴　８－４＝４単位（教育課程等に関する科目１単位を含む）

② 当該領域を定めた２種免許状に係る所要資格を得ている場合

【例２】 上記①の場合で、教育職員検定（別表第７）により特別支援学校教諭２種免許状（視・聴）を授与されるための所要資格を取得したが、その後授与申請をせず、実際には免許状を授与されていない場合にも、同様に施行規則第７条第３項の規定により２種免許状に当該領域を追加するために必要な単位（視覚４単位・聴覚４単位）は、すでに修得したものと見なされる（実際に修得しているのは視覚２単位・聴覚２単位である。）。

この場合に修得すべき単位は上記①と同じである。

③ 特別支援学校教諭の２種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合

【例３】 特別支援学校教諭２種免許状（視）を取得している者が、教育職員検定（施行規則第７条第５項）により当該免許状に聴の領域を追加するための要件を満たした場合、その際に取得した特別支援教育科目は聴覚２単位である。

この者が、１種免許状（知・肢・病）を所持しており、施行規則第７条第３項の規定により、当該免許状に聴の領域を追加しようとする場合、施行規則第７条第３項の規定により２種免許状に当該領域を追加するために必要な単位（聴覚４単位）は、すでに修得したものと見なされる（実際に修得しているのは聴覚２単位である。）。

この場合、２種に追加しようとする聴の必要単位を修得しているとみなして、次の単位を修得する。
聴　８－４＝４単位（教育課程等に関する科目１単位を含む）

⑵ 追加しようとする領域を定めた２種免許状の授与を受けるために単位を修得している場合で、特別支援学校教諭１種免許状に新教育領域を追加する場合において、２種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限として、次の単位を１種免許状に係る単位数に含めることができる。

① 当該新教育領域を定めた２種免許状の授与を受けるために修得した単位

例）短期大学において特別支援学校教諭２種免許状（視・聴）の授与を受けるための単位の一部（例えば、視覚２単位、聴覚４単位）を修得した者が、その後、特別支援学校教諭２種免許状（聴）を授与され（視覚の領域については必要単位が不足していたため定められなかった）、その後１種免許状（聴）を取得したような場合、短期大学において修得した視覚２単位を、当該１種免許状に視覚の領域を追加するための単位に含めることができることとする（ただし、２種免許状に視覚の領域を追加する際の単位数（４単位）を上限とする。）。

② ２種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位

例）特別支援学校教諭２種免許状（聴）を所持する者が、短期大学において当該免許状に視覚の領域を追加するための単位の一部（例えば視覚２単位）を修得していて、その後１種免許状（聴）を取得したような場合、短期大学において修得した視覚２単位を、当該１種免許状に視の領域を追加するための単位に含めることができる（ただし、２種免許状に視の領域を追加する際の単位数（４単位）を上限とする。）。

※　第３欄科目として修得した単位の使用について

新教育領域の追加のために必要な単位は、免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位をもってこれに替えることができる。（施行規則第７条第４項、施行規則第７条第４項の準用、施行規則第７条第６項）。

第３欄の単位を第２欄に当てた場合、第３欄の最低修得単位数に不足が生じるときは、さらにその不足する単位数を修得する必要があります。

（例）特別支援学校教諭１種免許状(知・肢・病)に施行規則第７条第３項により視の領域を追加する場合

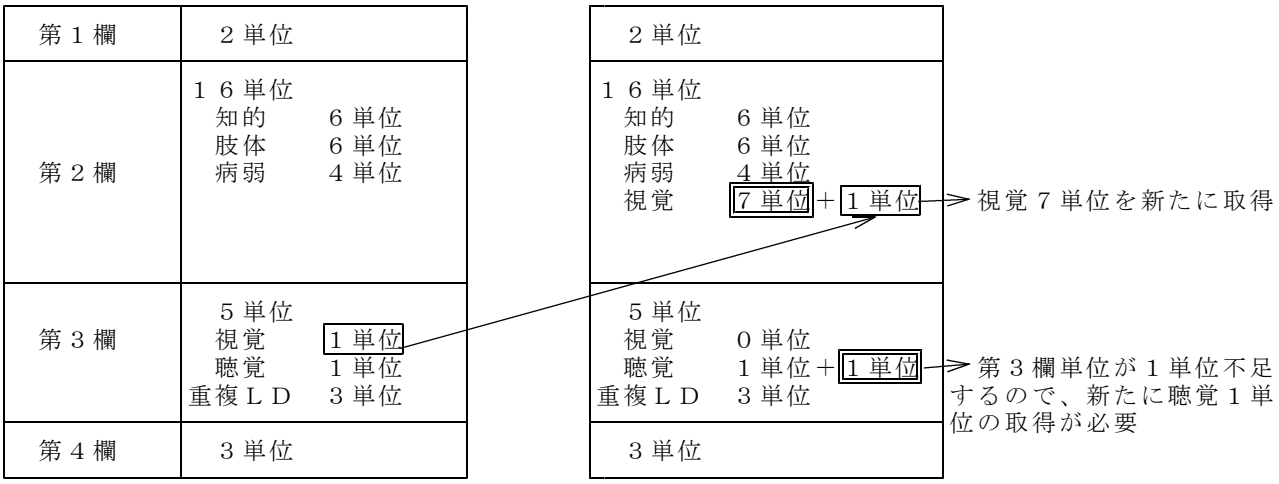

特別支援学校教諭１種免許状（知・肢・病）を取得した者が、第３欄科目として視覚１単位、聴覚１単位、重複・ＬＤ等３単位を修得していたような場合、この者が更に視覚の領域を追加する場合には、取得が必要な視覚８単位について、第３欄科目として既修得の視覚１単位をもって替えることができ、第２欄科目としては残り７単位を新たに修得すれば良いこととなる。その際、第３欄科目が１単位足りなくなるため、聴覚又は重複・ＬＤに係る単位を１単位修得することが必要になる。

この場合の第３欄の単位は、視覚を中心とする領域として修得したものとする（含む領域で修得した単位は第２欄に使用できない）。

※ いずれも、これらの領域が中心となる領域として設定されている科目に限る。

6　自立教科教諭免許状を取得する方法

(1)　特別支援学校自立教科教諭２種免許状を取得する場合

ア　基礎資格を有することにより取得する場合

特支	法４条の２

授与を受けようとする免許状の種類	理　療 注１	理学療法 注２	音　楽	理　容 注３	特殊技芸		
					美術	工芸	被服
基礎資格	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に１年以上在学したこと。	次に掲げる科目の単位を含めて計１６単位以上修得していること。 イ　特別支援教育の基礎理論に関する科目　２単位以上 ロ　視覚障害者に関する教育の領域に関する科目　４単位以上 ハ　視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目　７単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る３単位以上を含む。） ニ　心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習　３単位以上	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科に１年以上在学したこと。		文部科学部大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科に１年以上在学したこと。		

イ　教育職員検定により上級免許状を取得する場合

授与を受けようとする免許状の種類			理　療 注１	理学療法 注２	音　楽	理　容 注３	特殊技芸		
							美術	工芸	被服
有することが必要な免許状			特別支援学校自立教科助教諭免許状						
経験年数 注４			５年						
最低修得単位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目		4	4	4	単位不要	4		
	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	2	2		2		
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							
注５	理療に関する科目		9						
注７	音楽に関する科目				4				
	特殊技芸の教科に関する科目 注６						美術 4	工芸 4	被服 4
合計単位数			１５	6	１０		１０		

注１　理療の免許状の授与を受けようとする場合、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許を有する場合を除き、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の規定によるあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許のいずれかを有していない者には授与しない。

注２　理学療法の免許状の授与を受けようとする場合、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）の規定による理学療法士の免許を有することが必要である。

注３　理容の免許状の授与を受けようとする場合、理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法（昭和32年法律第163号）又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和23年法律第67号）の規定による理容師免許及び美容師免許のいずれかを有していることが必要である。

注４　経験年数は、有することが必要な免許状取得後にそれぞれ該当する特別支援教育領域の教育を行う特別支援学校の教員として勤務した期間とする。

注５　旧法の規定により修得した単位は、新法に読み替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た単位に限る。

注６　受けようとする教科（美術・工芸・被服）に係る科目に関する単位を修得する。

注７　最低修得単位数は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ該当する特別支援教育領域についての教育を中心として修得する。

　また、有することが必要な免許状取得後に修得した単位とする。

(2)　特別支援学校自立教科教諭１種免許状を取得する場合

ア　基礎資格を有することにより取得する場合

特支	法４条の２

授与を受けようとする免許状の種類	理　療 注１	理学療法 注２	音　楽	理　容 注３	特殊技芸		
					美術	工芸	被服
基礎資格	イ　文科学部大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業したこと。 ロ　医師免許を受けていること。	次に掲げる科目の単位を含めて計２６単位以上修得していること。 イ　特別支援教育の基礎理論に関する科目　２単位以上 ロ　視覚障害者に関する教育の領域に関する科目　８単位以上 ハ　視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 １３単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る５単位以上を含む。） ニ　心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習　３単位以上	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業したこと。		文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科を卒業したこと。		

イ　教育職員検定により上級免許状を取得する場合

授与を受けようとする免許状の種類			理　療 注１	理学療法 注２	音　楽	理　容 注３	特殊技芸		
							美術	工芸	被服
有することが必要な免許状			特別支援学校自立教科教諭２種免許状						
経験年数 注４			５年		１０年				
最低修得単位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目		3	3	単位不要	単位不要	単位不要		
	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目							
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							
注５	理療に関する科目		7						
注７	音楽に関する科目								
	特殊技芸の教科に関する科目 注６								
合計単位数			１０	3					

注１　理療の免許状の授与を受けようとする場合、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許を有する場合を除き、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の規定によるあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許のいずれかを有していない者には授与しない。

注２　理学療法の免許状の授与を受けようとする場合、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）の規定による理学療法士の免許を有することが必要である。

注３　理容の免許状の授与を受けようとする場合、理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法（昭和32年法律第163号）又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和23年法律第67号）の規定による理容師免許及び美容師免許のいずれかを有していることが必要である。

注４　経験年数は、有することが必要な免許状取得後にそれぞれ該当する特別支援教育領域の教育を行う特別支援学校の教員として勤務した期間とする。

注５　旧法の規定により修得した単位は、新法に読み替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た単位に限る。

注６　受けようとする教科（美術・工芸・被服）に係る科目に関する単位を修得する。

注７　最低修得単位数は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ該当する特別支援教育領域についての教育を中心として修得する。

また、有することが必要な免許状取得後に修得した単位とする。

7　旧法により免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位		旧特殊	別表１

基礎資格	２種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。
	１種免許状	学士の学位を有し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。 ＊　学士の学位を有することには、学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。
	専修免許状	修士の学位を有し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。 ＊　修士の学位を有することには、大学（ 短大を除く。）の専攻科又は大学院の課程に１年以上在学し、３０単位以上修得した場合を含む。

所要の単位

科目		最低修得単位数 ２種	１種	専修
特殊教育に関する科目（注１ 注２ 注３）	教育の基礎理論に関する科目 注４ 注５	2	4	4
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 注６	4	6	6
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 注６	4	6	6
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 注６ 注７	3	3	3
	自由選択科目 注８		4	4
	計	１３	２３	２３
	専修免許状に係る自由選択科目 注９			２４
	合計単位数	１３	２３	４７

注１　旧法の規定により修得した単位は、新法に読み替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。

注２　「特殊教育に関する科目」の単位は、授与を受けようとする免許の認定課程のある大学等で修得する。

注３
(1)　１種免許状を取得する場合、既に２種免許状を有しているときは、この表の２種免許状に相当する単位は、修得済とみなす。
(2)　専修免許状を取得する場合、既にその１種免許状を有しているときは、この表の１種免許状に相当する単位は、修得済とみなす。

注４　「教育の基礎理論に関する科目」は、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

注５　盲学校、聾学校又は養護学校の免許状の授与を受ける場合の「教育の基礎理論に関する科目」の単位は、盲学校、聾学校又は養護学校のいずれかの免許状の授与を受ける場合の「教育の基礎理論に関する科目」の単位をもってあてることができる。

注６　各科目の単位は、授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ盲学校、聾学校又は養護学校の教育を中心に修得する。

注７　「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」の単位は、免許状の種類に応じ、それぞれ盲学校、聾学校又は養護学校の教員として良好な成績で勤務した経験年数１年につき１単位の割合で、この表に掲げる「特殊教育に関する科目」（自由選択科目を除く。）の単位をもって「教育実習」の単位に替えることができる。

注８　「自由選択科目」の単位は、免許状の種類に応じ、大学等が「特殊教育に関する科目」として開講している科目の単位を修得する。

注９　「専修免許状に係る自由選択科目」の２４単位は、免許状の種類に応じ、大学院又は大学の専攻科で修得する。